

請求の範囲

- [請求項1] サプライチェーンの所定構成員を債務者として金融機関が発行した、現金への兌換性が担保された与信枠の情報と、前記所定構成員に関して前記与信枠に基づき発行されたデジタル通貨の情報と、前記サプライチェーンの各構成員の口座情報と、を保持する記憶装置と、
- 前記サプライチェーンでの発注者たる前記所定構成員の端末から、前記サプライチェーンでの受注者たる他構成員に対する前記デジタル通貨での支払申請を受けた場合、前記記憶装置で情報を保持する前記所定構成員のデジタル通貨から、前記支払申請が示す支払額分のデジタル通貨を分割し、当該支払額分のデジタル通貨を前記他構成員の端末に配信する支払処理と、前記他構成員の端末から、前記デジタル通貨の現金兌換申請を受けた場合、前記他構成員の口座情報を前記記憶装置で特定し、前記現金兌換申請が示す額面の現金を、前記与信枠に紐付く現金勘定から、前記口座情報が示す口座に宛てて入金する兌換処理と、を実行する演算装置と、
- を備えることを特徴とする支払管理装置。
- [請求項2] 前記演算装置は、
- 前記サプライチェーンでの発注者たる前記所定構成員の端末から、前記与信枠に基づく所定の額面のデジタル通貨の発行申請を受けた場合、前記額面のデジタル通貨を生成し前記所定構成員の端末に配信するとともに、前記記憶装置における、前記額面に応じた前記与信枠の低減及び前記生成したデジタル通貨の情報の格納を行う処理、を更に実行するものである、
- ことを特徴とする請求項1に記載の支払管理装置。
- [請求項3] 前記演算装置は、
- 前記支払処理に際し、前記デジタル通貨による前記支払処理の対象となった構成員及び前記支払額の各情報を含む支払履歴を、前記記憶装置に格納する処理と、前記兌換処理に際し、兌換処理の対象となっ

た構成員及び前記入金の額の各情報を含む兌換履歴を、前記記憶装置に格納する処理を更に実行し、

予め定めた前記デジタル通貨の現金兌換期限が到来した場合、前記デジタル通貨による前記支払処理の対象となった構成員のうち、前記兌換処理が未完の者及び額を、前記記憶装置の前記支払履歴と前記兌換履歴を照合して特定し、前記特定した前記未完の者の口座情報を前記記憶装置で特定し、前記兌換処理が未完の額の現金を、前記与信枠に紐付く現金勘定から、前記口座情報が示す口座に宛てて入金する処理を更に実行するものである、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の支払管理装置。

[請求項4]

前記記憶装置は、

前記与信枠の情報ないし前記デジタル通貨の情報として、前記所定構成員に関する前記金融機関による与信審査の結果に応じた、前記デジタル通貨の兌換手数料の情報を更に保持するものであり、

前記演算装置は、

前記他構成員が現在保有している、未兌換の各デジタル通貨の情報を、前記記憶装置における前記支払履歴及び前記兌換履歴に基づき特定して、前記特定した各デジタル通貨に関する兌換手数料の情報を、前記記憶装置から抽出する処理と、当該兌換手数料の情報を、前記他構成員の端末に対し配信する処理を更に実行するものである、

ことを特徴とする請求項 3 に記載の支払管理装置。

[請求項5]

前記演算装置は、

前記兌換手数料の情報を配信した、前記他構成員の端末から、前記兌換手数料の情報が示すデジタル通貨のうち兌換対象を指定した現金兌換申請を受信した場合、前記兌換処理を実行するものである、

ことを特徴とする請求項 4 に記載の支払管理装置。

[請求項6]

前記演算装置は、

受注者たる他構成員の端末から、受注業務の完了通知を受信した場

合、当該他構成員に対し当該受注業務に関して支払処理されたデジタル通貨について、前記兌換処理を自動実行するものである、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の支払管理装置。

[請求項7]

前記演算装置は、

前記支払処理に際し、前記所定構成員の端末から前記他構成員の端末に、前記デジタル通貨の配信を行う場合、前記他構成員の公開鍵で、少なくとも前記デジタル通貨の金額情報を暗号化する処理を更に実行するものである、

ことを特徴とする請求項 1 に記載の支払管理装置。

[請求項8]

前記演算装置は、

前記発行申請に応じて生成したデジタル通貨を、前記所定構成員の端末に配信する場合、前記所定構成員の公開鍵で、少なくとも前記デジタル通貨の金額情報を暗号化する処理を更に実行するものである、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の支払管理装置。

[請求項9]

情報処理装置が、

サプライチェーンの所定構成員を債務者として金融機関が発行した、現金への兌換性が担保された与信枠の情報と、前記所定構成員に関して前記与信枠に基づき発行されたデジタル通貨の情報と、前記サプライチェーンの各構成員の口座情報と、を保持する記憶装置を備えて、

前記サプライチェーンでの発注者たる前記所定構成員の端末から、前記サプライチェーンでの受注者たる他構成員に対する前記デジタル通貨での支払申請を受けた場合、前記記憶装置で情報を保持する前記所定構成員のデジタル通貨から、前記支払申請が示す支払額分のデジタル通貨を分割し、当該支払額分のデジタル通貨を前記他構成員の端末に配信する支払処理と、

前記他構成員の端末から、前記デジタル通貨の現金兌換申請を受けた場合、前記他構成員の口座情報を前記記憶装置で特定し、前記現金

兌換申請が示す額面の現金を、前記与信枠に紐付く現金勘定から、前記口座情報が示す口座に宛てて入金する兌換処理と、

を実行することを特徴とする支払管理方法。

[請求項10]

サプライチェーンの所定構成員を債務者として金融機関が発行した、現金への兌換性が担保された与信枠の情報と、前記所定構成員に関して前記与信枠に基づき発行されたデジタル通貨の情報と、前記サプライチェーンの各構成員の口座情報と、を保持する記憶装置と、

前記サプライチェーンでの発注者たる前記所定構成員の端末から、前記サプライチェーンでの受注者たる他構成員に対する前記デジタル通貨での支払申請を受けた場合、前記記憶装置で情報を保持する前記所定構成員のデジタル通貨から、前記支払申請が示す支払額分のデジタル通貨を分割し、当該支払額分のデジタル通貨を前記他構成員の端末に配信する支払処理と、前記他構成員の端末から、前記デジタル通貨の現金兌換申請を受けた場合、前記他構成員の口座情報を前記記憶装置で特定し、前記現金兌換申請が示す額面の現金を、前記与信枠に紐付く現金勘定から、前記口座情報が示す口座に宛てて入金する兌換処理を実行する演算装置と、

を含むことを特徴とする支払管理システム。